第58回湘南科学史懇話会

平成24年8月5日（日）

国立国会図書館の最新事情

大滝　則忠

（国立国会図書館　otaki@ndl.go.jp）

＜主な内容＞

- はじめに　　「・・・最新事情」と名づけた事情
- 国立国会図書館とは
  基本機能／施設整備と機能強化の歴史
- 国立国会図書館の今
  遠隔利用を可能にする電子図書館機能／資料デジタル化／電子情報の収集／電子情報資源の利活用
- 東日本大震災アーカイブの構築
- おわりに

- 慶應義塾図書館デジタルギャラリー

- 古典籍総合データベース
  早稲田大学図書館

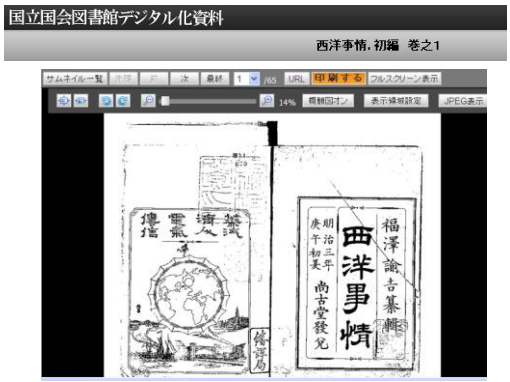

『西洋事情』初編の内 「文庫」の部分　典拠：慶應義塾本

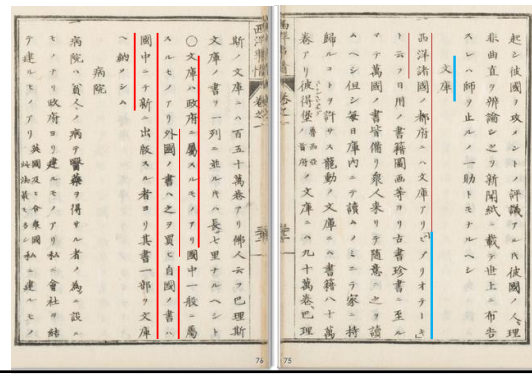

☆一口に「図書館」と言っても☆

館 種	公 共	学 校	大 学
根 拠 法	図書館法	学校図書館法	大学設置基準
設置義務	無	有	有
図書館数	3，196	1) 39，418	3) 1，061
職 員 数	35，911	2) 19，297	14，726

1) 小・中・高校等の学校数 2) 他に司書教諭 25,021 3) 大学数 4) 2008 年調査

4) 専 門	国立国会	合 計
個別	国立国会図書館法	——
無	有	——
1，132	1	44，608
4，940	890	75，764

9

図書館は競争社会の真っ只中

図書館ならではの情報入手ができることが肝心！

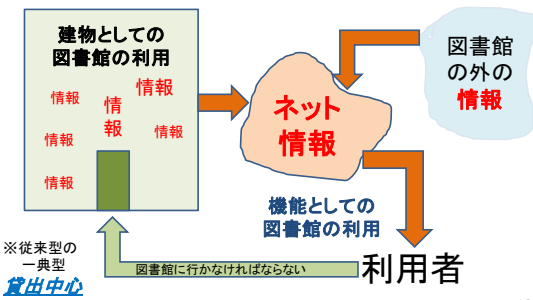

10

■ 国立国会図書館FAQ ■

■Q1　国立国会図書館は、
　　どの省庁の所属か？

■Q2　国立国会図書館を、
　　一般人が利用できるか？

■Q3　国立国会図書館は
　　全国の図書館の親玉か？

国立国会図書館 National Diet Library（NDL）

11

国立国会図書館の基本機能

－国会サービス機能を併せ持つ国立図書館として－

「国会のブレーン」	支部図書館制度	納本制度等
• 国会の活動を補佐する機能	• 行政・司法各部門と連携する機能	• **情報資源を蓄積する機能**
全国書誌	**国民共有の情報資源へのアクセス**	**図書館の図書館、国際協力等**
• 書誌・データベースを作成する機能	• 文献情報を提供する機能	• 内外の図書館等と連携協力する機能

！！変わらない使命、新しいサービス！！

12

■ 国立国会図書館の施設 ■

施設名	敷地	建物
東 京 本 館	30	148
関　西　館	82	59
国際子ども図書館	8	7
合 計	120	215

単位：千㎡

東京本館
関西館
国際子ども図書館

13

国立国会図書館の3施設が一体

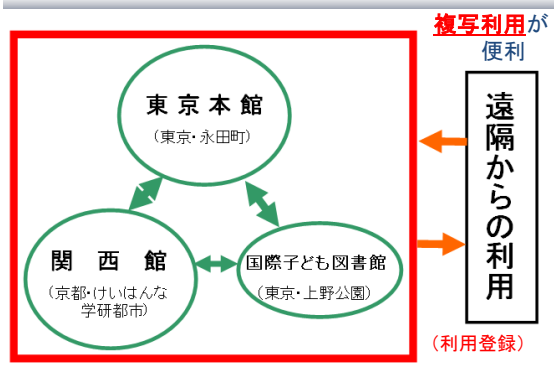

■ 国立国会図書館のこれまでと今後 ■

資料の増加に対応できる書庫問題の宿命

⇒ 施設整備＋機能的な発展向上（図書館予算構造の背景）

時代区分	画　期
前　史	1872 書籍館開館 ⇒ 1875 東京書籍館開館 ⇒ 1890 両院に議会図書館部門設置 ⇒ 1906 帝国図書館新館開館 ⇒ 1929 帝国図書館増築 ⇒1947 国立図書館と改称
第1期 (20年) 創業期	1948国立国会図書館が開館 1961永田町庁舎の第1期工事竣工
第2期 (18年) 発展期	1968永田町庁舎の本館全館開館
第3期 (18年) 変革期	1986永田町庁舎の新館開館 2000上野に国際子ども図書館が部分開館 2002国際子ども図書館が全面開館／関西館が開館
第4期 成熟期 第二創業期	2004東京本館（永田町庁舎）新装開館 2015？ 国際子ども図書館増築工事完成 2020？ 関西館第2期工事完成

15

国立国会図書館 最近10年間の主な動き

- 東京本館、関西館、国際子ども図書館の3施設の全体で国立国会図書館の機能を果たす
- 3施設（500kmの距離）は同一施設（著作権法上の公衆送信との関係）
- 遠隔サービスの充実（遠隔利用者は、資料の分散配置先を問わないで、国立国会図書館に申し込み、サービスを受容できる）

――電子情報時代への本格的な対応――

- インターネットを通じた二次情報へのアクセス（NDL-OPAC等）の充実
- 電子的な一次情報へのアクセスの拡大（デジタル化資料・インターネット資料の収集・蓄積と利用提供、国会関連情報の発信）
- インターネット上のレファレンス関連情報の充実（リサーチ・ナビ・レファレンス協同データベース等）
- 図書館協力事業の展開（R&D、研修事業の強化）

16

■ 国立国会図書館の現在 ■

・サービス向上に不断に務めること
・電子情報時代に本格的に対応できること

➢ 電子図書館機能を充実する
- 多様な利用者からのニーズ
- 国会の活動を補佐
- 国の内外の図書館等をバックアップ、等

➢ ネットワーク系電子情報を収集・蓄積して、利用提供を図る

17

■ 電子図書館機能の充実 ■

図書館が通信ネットワークを介して行う一次情報、二次情報の電子的提供とそのための基盤

☛資料デジタル化／☛電子情報アーカイブ／
☛紙か電子か媒体を問わないハイブリット利用／
☛必要な情報に到達できるナビゲーション

- □国会サービス関連情報（国会会議録など）
- □資料の検索
- □調べ方案内
- □電子図書館
- □刊行物

！！国民共有の情報資源の活用が促進される！！

18

資料デジタル化と電子情報の収集

⇔ 所蔵資料（国内出版物）のデジタル化の推進、国内電子情報の収集等を進める

＜主な事業＞

- 所蔵資料デジタル化
- 国等のインターネット資料の制度収集
- オンライン資料の収集の制度化
- 国内関係機関との連携による収集－歴史的音源
- 外国関係機関との連携による収集－日本占領関係資料

資料種別ごとのデジタル化実施状況

（2012年7月末までの実績）

資料種別	所蔵数（2010年度末）(A)	デジタル化実施済*1 (B)	デジタル化未実施 (A-B)	実施割合 (B/A)
古典籍	29万冊	7万冊	22万冊	1/4
和図書	427万冊	90万冊	337万冊	1/5
和雑誌	455万冊	112万冊	343万冊	1/4
博士論文	39万冊*2	14万冊	25万冊	1/3
合計	950万冊	223万冊	727万冊	1/4

*1：デジタル化実施済刊行年代は次のとおり。
【古典籍】江戸期以前　　【和図書】明治期～1968年刊行
【和雑誌】明治期～2000年刊行（商業出版との調整タイトル等を除く。）
【博士論文】1991年度～2000年度受入れ
*2：2009年度までの所蔵数から2001年度～2009年度整理数を除いた数。

時代別のデジタル化実施状況

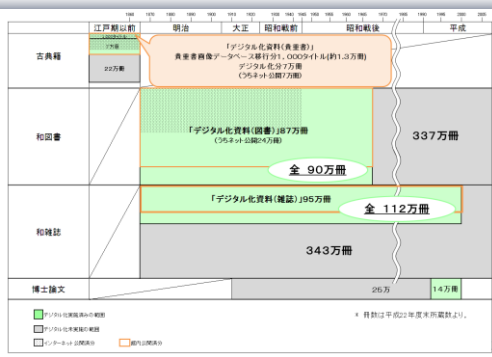

デジタル化と著作権法との関係

類型	法第31条第1項第2号による	法第31条第2項による
フィルム化	どちらか一方の場合◎	×
デジタル化		◎
図書館等への公衆送信	×	△(絶版等資料)
インターネット提供	◎権利処理済みのもの（文化庁長官裁定による場合を含む）	◎権利処理済みのもの（文化庁長官裁定による場合を含む）

※絶版等資料の公共図書館・大学図書館等への公衆送信
・著作権法の一部改正 ⇒ 平成25年1月から施行
⇔当事者協議中（図書館における著作物の利用に関する当事者協議）

著作権の権利制限規定により、権利者の許諾なしに〇〇できる

デジタル化資料へのアクセス

ネットワーク系電子情報の制度収集

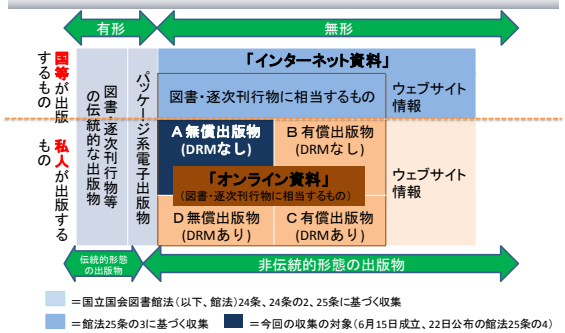

国等のインターネット資料の制度収集

- 制度化以前の取組み
  - WARP（許諾に基づく選択的収集）
- 2010年4月、国、地方公共団体、独立行政法人等の　インターネット資料の許諾なしの収集を開始

＜提供方法＞

- 「インターネット資料（ウェブサイト別）（http://warp.da.ndl.go.jp/）
- 「インターネット資料（著作別）」（http://dl.ndl.go.jp/#internet）
  ウェブサイトに掲載された白書、年鑑、報告書、広報誌、雑誌論文などを抽出して収録

25

インターネット資料の収集

ウェブサイト別の収集状況

	国の機関	都道府県	政令指定都市	市町村	特別地方公共団体	法人・機構	国公立大学	私立大学	イベント	その他	電子雑誌
収集頻度	年12回	年4回			年1回	年4回		年1回			随時
収集タイトル	63件	50件	20件	3,254	829件	222件	189件	345件	100件	52件	1,969件

著作別の整備状況

- 計　113,962件（うちインターネット提供：97,296件）
- 内訳：国の機関約32,000件、地方公共団体約67,000件など

（2012年7月現在）

26

オンライン資料の収集

無償のものから
平成25年7月施行

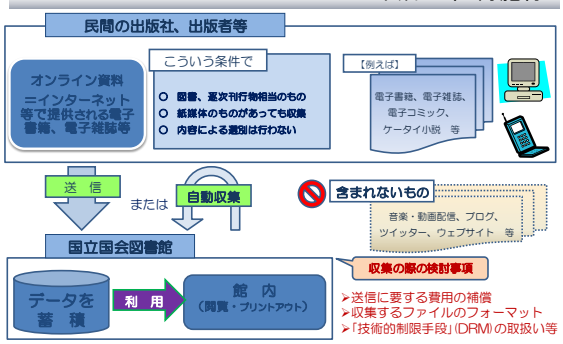

27

電子情報資源の利活用の促進

- 他機関の保有する電子情報資源へのナビゲーションを実施する
- 国全体としての効率的な資源配分と学術的な電子情報資源への国民の容易なアクセスを実現するために、他機関と分担と協力を行う

＜主な事業＞

- 国立国会図書館サーチの開発
- 日中韓電子図書館イニシアチブに基づく協定事業
- 視覚障害者等のアクセシビリティ向上

28

国立国会図書館サーチの全体イメージ

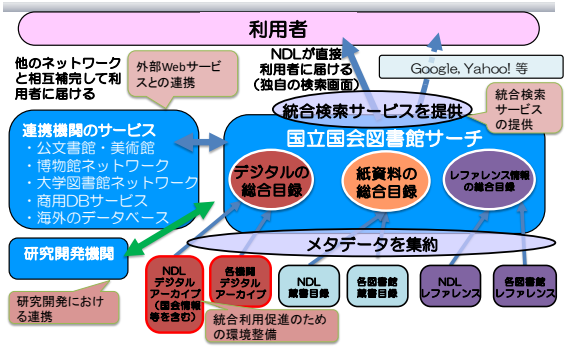

29

レファレンス関連情報の共有化

- レファレンス協同データベース事業
  - 各館種の図書館の参加機関からデータ登録
  - 内外560館から　83,808件（2012年3月末現在）

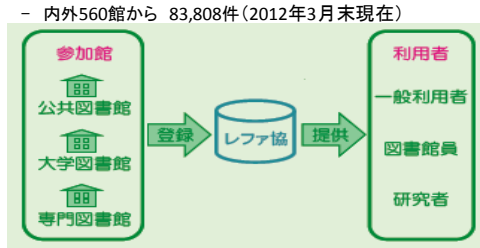

30

直面する課題: 東日本大震災アーカイブ

- 復興会議による「復興7原則」原則1
  - 「……大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。」
    （東日本大震災復興構想会議　2011年5月決定）
- 「東日本大震災からの復興の基本方針」5（4)⑥(ii)
  - 「……地震・津波災害、原子力災害の記録・教訓の収集・保存・公開体制の整備を図る。……こうした記録等について、国内外を問わず、誰もがアクセス可能な一元的に保存・活用できる仕組みを構築し、広く国内外に情報を発信する。」
    （東日本復興対策本部　2011年7月策定、8月改訂）

➢東日本大震災の教訓をふまえた国づくりへの貢献

31

直面する課題: 東日本大震災アーカイブ

＜基本理念＞

1. 東日本大震災の記録等の国全体としての　収集・保存・提供
2. 関係する官民の機関による分担、連携、協力（分散収集・分散保存）
3. 東日本大震災の記録等の国内外への発信、後世への永続的伝達

被災地の復興事業、今後の防災・減災対策や学術研究、教育等への活用

32

東日本大震災アーカイブの全体イメージ

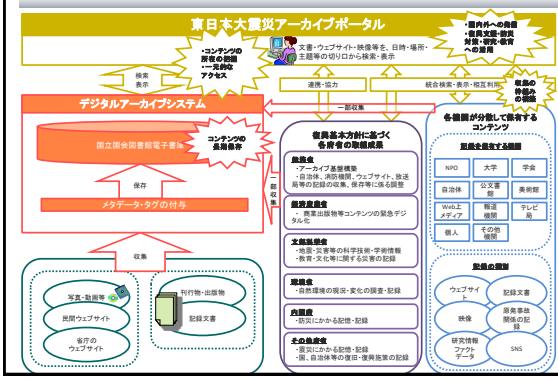

連携の結節点としての国立国会図書館

- 府省等連絡会議／総務省、復興庁等
- 先行アーカイブ機関　（一例）
  - ・みちのく震録伝　（東北大学）
  - ・2011年東日本大震災デジタルアーカイブ
    （ハーバード大学ライシャワー日本研究所）
  - ・３１１まるごとアーカイブス　（防災科学技術研究所）

構築スケジュール

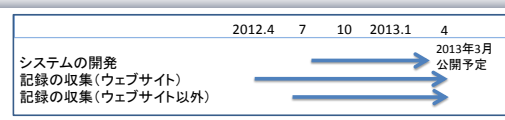

34

私たちの使命・目標2012-2016

1. 私たちの使命　　**国立国会図書館は、出版物を中心に国内外の資料・情報を広く収集し、保存して、知識・文化の基盤となり、国会の活動を補佐するとともに、行政・司法及び国民に図書館サービスを提供することを通じ、国民の創造的な活動に貢献し、民主主義の発展に寄与します。**

国立国会図書館は、その使命を果たすため、おおむね5年間、とりわけ次の目標の達成に向けて最大限の努力をします。

2. 目標

目標1: 国会の活動の補佐 ➡ 国政課題に関する信頼性の高い専門的調査・分析と迅速かつ的確な情報提供を一層強化して、国会の活動を十全に補佐します。

目標2: 収集・保存 ➡ 納本制度を一層充実させて、国内出版物の網羅的収集に努めるとともに、印刷出版物にとどまらず、電子的に流通する情報を含め、様々な資料・情報を文化的資産として収集し、保存します。

目標3: 情報アクセス ➡ 国立国会図書館の収集資料を簡便に利用し、また必要な情報に迅速かつ的確にアクセスできるように、新しい情報環境に対応して、資料のデジタル化、探索手段の向上など、誰もが利用しやすい環境・手段を整備します。

目標4: 協力・連携 ➡ 国内外の関係機関と連携して、知識・文化の基盤を一層豊かにし、人々の役に立つものとします。

目標5: 東日本大震災アーカイブ ➡ 未曾有の災害の記録・教訓を後世に確実に伝えるための東日本大震災アーカイブを構築します。

目標6: 運営管理 ➡ 透明性が高く効率的な運営管理を行い、高度なサービス提供を担うことができる人材を育成し、また必要な施設を整備します。

「国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立って、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和に寄与することを使命として、ここに設立される。」（国立国会図書館法の前文）

■ ご清聴ありがとうございました ■

36